

議案第24号

志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和8年2月26日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

志摩市立国民健康保険病院事業の設置等に関する条例(平成16年志摩市条例第153号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

自動車損害保険関係 診断書・証明書	〃	2,200円
自動車損害保険関係 診療報酬明細書等証明書	〃	3,300円
自動車損害保険関係 後遺症 診断書・証明書	〃	3,300円
(追加する場合)	〃	(1,100円)
公費負担医療費助成に係る諸証明	〃	200円
その他証明書	〃	330円

」を

「

自動車損害保険関係 診断書・証明書	〃	5,500円
自動車損害保険関係 診療報酬明細書等証明書	〃	5,500円
自動車損害保険関係 後遺症 診断書・証明書	〃	5,500円
(追加する場合)	〃	(1,100円)
公費負担医療費助成に係る諸証明	〃	200円
その他証明書	〃	550円

」に

改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。